

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年12月27日（金）午後2時58分～午後3時48分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部建設管理担当部長、学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：総務部長、都市整備部長、教育部長
議 題	1 令和7年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和7年第1回市議会定例会の招集期日は2月4日（火）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和7年第1回市議会定例会提出議案について （1） 専決処分の承認を求めることについて （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）を以下のとおり専決処分するもの。補正予算額は3億3,398万5千円、補正後歳入歳出総額は380億2,020万1千円である。 歳入概要としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金である。 歳出概要としては、住民税非課税世帯に対する生活支援特別給付金給付経費である。 なお、専決処分年月日については令和6年12月27日、専決処分番号は令和6年専決第13号である。 （結 論） 提出議案として決定する。 （2） 令和7年度武蔵村山市一般会計予算 （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。 歳入歳出総額は348億7,516万7千円、対前年度比較は、△7億1,730万1千円（2.0%減）である。前年度予

算額は３５５億９，２４６万８千円である。

（結 論）

提出議案として決定する。

（３） 令和７年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は７４億２，９９５万７千円、対前年度比較は、△４億１，８２２万６千円（５．３％減）である。前年度予算額は７８億４，８１８万３千円である。

歳入概要としては、国民健康保険税、保険給付費等交付金等の都支出金、一般会計繰入金等を計上するものである。

歳出概要としては、職員人件費等の総務費、保険給付費、東京都へ納付する国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業費等の保健事業費等を計上するものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

（４） 令和７年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は６２億６，７７７万６千円、対前年度比較は、３億２，７５０万３千円（５．５％増）である。前年度予算額は５９億４，０２７万３千円である。

歳入概要としては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金等を計上するものである。

歳出概要としては、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上するものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

（５） 令和７年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は１２億３，６６１万５千円、対前年度比較は、△５億５，８４０万６千円（約３１．１％減）である。前年度予算額は１７億９，５０２万１千円である。

	歳入概要としては、保留地処分金 3, 809 万 7 千円、国庫支出金 325 万円、都補助金 162 万 5 千円、一般会計繰入金 6 億 9, 362 万 9 千円、市債 5 億円である。 歳出概要としては、総務費 4, 069 万 2 千円、事業費 9 億 3, 859 万 4 千円、公債費 2 億 5, 632 万 9 千円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (6) 令和 7 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 歳入歳出総額は 20 億 7, 013 万 4 千円、対前年度比較は、4, 866 万 6 千円(2.4%増)である。前年度予算額は 20 億 2, 146 万 8 千円)である。 歳入概要としては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、東京都後期高齢者医療広域連合からの受託金等の諸収入等を計上するものである。 歳出概要としては、職員人件費等の総務費、広域連合負担金、健康診査等の保健事業費、葬祭諸費等を計上するものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (7) 令和 7 年度武蔵村山市下水道事業会計予算 (建設管理担当部長説明) 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 24 条第 2 項の規定により、本案を提出する。 収益的収入の予算総額は 13 億 9, 083 万 1 千円(前年度比 1.4%増)、収益的支出の予算総額は 14 億 7, 566 万 7 千円(前年度比 10.9%増)である。予算の主な内容は、収益的収入の主な収益である下水道使用料、手数料収入等、及び収益的支出の事業活動に要する人件費、管渠の維持管理費、ストックマネジメント計画に基づく管渠改良事業、流域下水道管理運営費負担金、使用料徴収委託費等の経費を計上するものである。 資本的収入の予算総額は 25 億 9, 413 万 8 千円(前年度比 57.6%増)、資本的支出の予算総額は 28 億 5, 984 万 4 千円(前年度比 44.3%増)である。予算の主な内容は、資本的収入の主な収益である建設改良債、基金繰入金等、及び資本的支出の事業活動に要する新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事、空堀川整備工事に伴う管きょ改良工事、道路改良事業に伴う管き
--	--

	よ改良工事等に要する経費を計上するものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (8) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (企画財政部長説明) 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 刑法等の一部を改正する法律による刑法(明治40年法律第45号)の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、関係条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものである。 対象条例は、①武蔵村山市職員の給与に関する条例(昭和32年村山町条例第9号)、②武蔵村山市消防団条例(昭和47年武蔵村山市条例第44号)、③武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)、④武蔵村山市まちづくり条例(平成23年武蔵村山市条例第18号)、⑤武蔵村山市行政不服審査会条例(平成28年武蔵村山市条例第12号)である。 施行期日については、令和7年6月1日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。 (9) 武蔵村山市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) 附属機関等の整理・統合の観点から、会議の実効性の強化、業務の効率化を図るため、行政改革推進委員会と行財政運営懇談会を統合することに伴い規定を改める必要があるので本案を提出する。 所掌事務については、行財政運営懇談会の所掌事務である行財政に係る課題を総合的見地から調査検討する事務に係る規定を加えるものである。 委員構成については、行財政運営懇談会の委員数に合わせ、5人から7人に改めるものである。 施行期日については、令和7年4月1日からとする。 なお、本条例改正に伴い、行財政運営懇談会設置要綱の廃止を予定している。 (結 論) 提出議案として決定する。 (10) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番
--	---

	号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 番号法第2条に第8項が追加されることに伴い、同条を引用する規定に生じる項ずれを改めるものである。 施行期日については、令和7年4月1日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。 (11) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) 早期流産休暇、子育て部分休暇等を創設するとともに出産及び育児に関連する休暇制度の取得対象等を拡充する必要があるので、本案を提出する。 ①早期流産休暇、子育て部分休暇等を導入する。②パートナーシップの相手方を配偶者と同様に扱う旨を規定する。③育児時間の対象を生後1年6月(現行1年3月)に達しない子を養育する職員に拡大する。④産前産後休暇の付与日数上限を多胎妊娠の場合は24週間(現行23週間)に引き上げる。⑤妊娠症状対応休暇及び妻の出産休暇を1時間単位(現行1日単位)で取得可能とする。⑥育児参加休暇の対象を中学校就学前(現行小学校就学前)の子を養育する職員に拡大する。⑦子の看護休暇の名称を変更するとともに、取得事由に卒園式等の行事に参加する場合及び感染症に伴う学級閉鎖が起きた場合を追加し、対象を中学校就学の始期に達するまでの子(現行9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)を養育する職員に拡大する。⑧育児を行う職員の時間外勤務免除の対象を小学校就学(現行3歳未満)の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するものである。 施行期日については、令和7年4月1日からとする。 なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。 (質 疑) ○ 職員組合との協議に関し、妥結の見通しを含めてどのような状況か。 ● 職員組合には案を提出しており、年明けに協定を結ぶ予定である。 (結 論) 提出議案として決定する。
--	--

(12) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

パートナーシップの相手方を配偶者と同様に扱う必要がある
ので、本案を提出する。

パートナーシップの相手方を配偶者と同様に扱う旨を規定す
るものである。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4
号）の一部改正に伴い、外国旅行について支給する旅費の額を国
家公務員の指定職職員の例とする必要があるので、本案を提出す
る。

外国旅行について支給する旅費の額を国家公務員等の旅費に
関する法律施行令中指定職職員等の例によるものに改めるもの
である。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

管理職員特別勤務手当を創設するとともに地域手当の支給割
合の引上げ、扶養手当の見直し等を行う必要があるので、本案を
提出する。

1 点目の各種手当の導入、引上げ等については、ア、管理職員
特別勤務手当を創設する。イ、地域手当の支給割合を 1 0 0 分の
1 3（現行 1 0 0 分の 1 0）に引き上げる。ウ、パートナーシッ
プの相手方を配偶者と同様に扱う旨を規定する。エ、配偶者への
扶養手当支給額を 3, 0 0 0 円（現行 6, 0 0 0 円）に減額し、
子の支給額を 1 1, 5 0 0 円（現行 9, 0 0 0 円）に増額する。
オ、住居手当の支給対象に定年前再任用短時間勤務職員（暫定再
任用職員を含む。）を追加する。カ、宿日直手当の額を 6, 1 0
0 円（現行 6, 0 0 0 円）に引き上げるものである。

	2点目は、配偶者等への扶養手当を廃止し、子の支給額を13,000円（令和7年4月1日時点11,500円）に増額するものである。 1点目の施行期日については、令和7年4月1日からとする。 2点目の施行期日については、令和8年4月1日からとする。 なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。 （質 疑） ○ アの管理職員特別勤務手当について、本市の例規では「管理職」が用いられ、「管理職員」の用例はないと思うが、「管理職員」とする理由はなにか。また、オの住居手当について、現行35歳以上の職員には支給されていないが、暫定再任用職員等に支給されることに伴って変更されるのか。 ● 名称の理由については確認する。35歳以上の職員に対する住居手当については変更がないため、支給対象外である。 ○ 35歳以上60歳未満の職員には支給しない理由を明らかにしないと職員組合と妥結することは難しいのではないか。 ● 確認する。 ○ 年明けに説明をお願いします。 （結 論） 提出議案として決定する。 （15） 武蔵村山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（企画財政部長説明） 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、外国旅行について支給する旅費の額を国家公務員の職務の級が6級の者の例とするとともに規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 1点目は、職員が死亡した場合に遺族（パートナーシップの相手方を含む。）に旅費を支給することを可能にする。 2点目は、出張命令が取り消された場合等に職員の損失となった金額（宿泊施設のキャンセル料等）を旅費として支払うことを可能にする。 3点目は、外国旅行について支給する旅費の額を国家公務員等の旅費に関する法律施行令中職務の級が6級の者の例によるものに改める。 施行期日については、令和7年4月1日からとする。 なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。 （質 疑） ○ 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例にも規定する必要はないのか。 ● 一般職に準ずるとの書きぶりのため不要である。
--	---

	○ では２点目についても準用されるのか。 ● 準用される。 ○ 東京都では６級職の職員に該当するが、市では何級に該当するのか。 ● 確認する。 （結 論） 提出議案として決定する。 （16） 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 （市民部長説明） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 番号法第２条に第８項が追加されることに伴い、同条を引用する規定に生じる項ずれを改めるものである。 施行期日については、令和７年４月１日からとする。 （質 疑） ○ 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由と同じだが、整理条例としないのか。 ● 庁議においては個別の条例ごとに付議され、庁議決定の後に、文書審査の過程の中で整理条例とするのが一般的である。 前出の刑法等の一部改正に係る整理条例であるが、刑法等の一部改正に係る条例が５件となったため、効率的な会議運営の観点から、例外的に庁議の段階で整理条例として付議した。 こちらについても、整理条例となる可能性はある。 （結 論） 提出議案として決定する。 （17） 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例 （企画財政部長説明） 中部地区学習等供用施設の一部を市役所本庁舎へ転用することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の別表第２の項中４０５会議室、４０６会議室及び４０７会議室に関する部分を削る。 施行期日については、令和７年４月１日からとする。 （結 論） 提出議案として決定する。
--	--

	(18) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例 (環境部長説明) 児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに三ツ藤一丁目児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。 別表(第3条関係)に「三ツ藤一丁目児童遊園 武蔵村山市三ツ藤一丁目6番地の7」を加える。 施行期日については、公布の日からとする。 なお、三ツ藤一丁目児童遊園の設置は、都市計画法第29条第1項の規定に基づき許可を受けた開発行為に伴う土地の無償譲渡によるものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (19) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民部長説明) 国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。 税率の改定については、国民健康保険税の所得割の税率を改正するものであり、基礎(医療)分を6.75%から6.94%、後期支援金分を1.81%から2.21%に改めるものである。 施行期日については、令和7年4月1日からとする。 (質 疑) ○ 提案理由の「等」は不要ではないか。 ● 修正する。 (結 論) 提出議案として決定する。 (20) 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算(第8号) (企画財政部長説明) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (21) 令和6年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (市民部長説明) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規
--	--

	定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(22) 令和 6 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） （高齢・障害担当部長説明） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(23) 令和 6 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(24) 令和 6 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） （市民部長説明） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(25) 令和 6 年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第 5 号） （建設管理担当部長説明） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(26) 温泉施設設備等改修工事の請負契約について （企画財政部長説明）

	温泉施設設備等改修工事を施工する必要があるので、本案を提出する。 概算額は２７０，０００，０００円、工事概要は温泉施設（地下１階、地上１階建て延床面積１，９１４．１３㎡）について、浴槽循環配管の部分改修、ろ過設備、空調換気設備、電気設備等の部分的な更新、スパゾーンや内部浴室の防水改修、床仕上げ材改修、エントランスホール屋根改修及び内部天井仕上げ改修などの建築・電気設備・機械設備工事一式である。 工期限は令和７年１２月１２日である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (27) 市道路線の一部廃止について （建設管理担当部長説明） 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、路線を一部廃止するので、同条第３項の規定により、本案を提出する。 払下げの申出があり、市道路線を一部廃止するものである。路線名は一般市道Ｂ第９８号線、起点は武蔵村山市学園二丁目２４番地先、終点は武蔵村山市学園二丁目２３番地先である。幅員は１．８２ｍ、延長は３８．８９ｍである。 （結 論） 提出議案として決定する。 【追加予定】 (１) 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の一部変更について （企画財政部長説明） 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の契約の金額及び委託期間を変更する必要があるので、本案を提出する。 契約金額の「１６，９０３，５９８，０００円」を「１８，８８６，７９４，０００円」に変更する。 委託期間の「令和１０年３月３１日」を「令和１２年３月３１日」に変更する。 請負者は公益財団法人東京都都市づくり公社である。 （結 論） 提出議案として決定する。 議題２ その他 令和７年第１回市議会定例会の招集期日は２月４日（火）である。
--	--

